住宅事業者等補足ヒアリングにおけるご意見(概要)

住宅事業者等補足ヒアリングにおけるご意見(概要)



※10年見直し検討会の場でヒアリングできなかったパワービルダー、不動産流通関係事業者等を対象に、事務局が本年6~7月に補足的にヒアリングした結果をまとめたもの。

(2号保険関係)

○住宅所有者の判断で加入できる延長保証保険を開発すべき。その上で、それを支援 センターのダイレクトメールに同封するなどして周知するとよいのではないか。住宅所 有者が瑕疵保険について考えるきっかけとなる。

(現場検査関係)

- ○現場検査が瑕疵保険に加入できるかの観点のみの検査となっており、消費者の期待 に応えていない面がある。より充実した検査を実施できないか。
- 〇検査員のレベル差が大きく、本当に検査できているのか不安になるケースがある。

(供託手続関係)

〇供託に関する基準日届出等の諸手続に手間がかかっており、可能な範囲で手続の簡素化を検討してほしい。

住宅事業者等補足ヒアリングにおけるご意見(概要 🎾 国土交通省



(保険料等関係)

- 〇保険は事故のない多くの事業者にとって掛け捨てになっており、無事故割引の拡充な どにより保険料を引き下げてほしい。
- ○事故を起こしていない事業者から、保険制度の義務づけはやめてほしいとの声も聞く が、消費者保護の観点から必要だと認識しており、これらの事業者も納得するような 保険料水準に見直してほしい。
- ○供託について、小規模事業者などもっと様々な事業者が活用しやすくなるよう、保証 金水準を見直してもらいたい。